

特定非営利活動法人行方市スポーツ協会表彰規程

(表彰の趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人行方市スポーツ協会定款第5条に基づき行方市のスポーツ振興に貢献した者のうち、特に顕著な功績のあった者を表彰することにより、スポーツに携わる人々の励みとし、もって行方市の生涯スポーツ活動の振興に寄与することを目的とする。

(表彰の主体)

第2条 本表彰は、特定非営利活動法人行方市スポーツ協会長が行う。

(表彰の内容)

第3条 本表彰は、優秀選手（チーム）賞、優秀指導者賞、スポーツ功労者賞の3賞とし、該当者に賞状または感謝状と記念品を贈る。

(表彰の基準)

第4条 本表彰の基準は以下のとおりとする。

1 優秀選手（チーム）賞

- (1) 県大会優勝者またはチーム。
- (2) 自主エントリーできる県大会より上位の大会で、3位以内に入った者またはチーム。
- (3) 県を代表して関東・全国大会へ出場した者またはチーム。

2 優秀指導者賞

- (1) 前各号に掲げる選手に対する指導者のうち、特に功労顕著な者。
- (2) 前号のほか、選手育成強化に尽力した指導者のうち、特に功労顕著な者。

3 スポーツ功労者賞

- (1) 本会に10年以上役員として在任し、本会の発展に寄与した者。
- (2) 加盟団体に20年以上の役員等として在任し、特に功労のあった者。
- (3) 前各号に掲げる者のほか、会長が功労顕著と認めた者。

(表彰の対象期間)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する表彰の対象期間は、第8条に規定する大会等の一年以内とする。

(表彰の把握)

第6条 本表彰は、行方市に在住する者、行方市に本拠地を有する団体および市内の小中学校または中学校を卒業した者を対象に、特定非営利活動法人行方市スポーツ協会各専門部長・市スポーツ推進委員・市スポーツ少年団より、表彰に該当すると認められた者またはチームがあるとき、該当者の推薦書を作成し、特定非営利活動法人行方市スポーツ協会会長に提出する。

(表彰者の決定)

第7条 表彰者の決定は、表彰者選考委員会を組織し決定する。表彰者選考委員会の委員については、以下のとおりとする。

- (1) 特定非営利活動法人行方市スポーツ協会顧問
- (2) 特定非営利活動法人行方市スポーツ協会会長
- (3) 特定非営利活動法人行方市スポーツ協会副会長
- (4) 特定非営利活動法人行方市スポーツ協会専務理事
- (5) スポーツ推進委員会・スポーツ少年団常務理事
- (6) 行方市スポーツ行政担当課長
- (7) 事務局

(表彰の時期)

第8条 本表彰は、理事会で別途定める。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、表彰者選考委員会において定める。

附則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。